

議案第 63 号

令和 6 年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決
処分につき承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 16 日提出

久御山町長 信 貴 康 孝

O

O

専 決 処 分 書

令和 6 年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、
地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

久御山町長 信 貴 康 孝

O

O

令和 6 年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度久御山町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 382,813 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 保険料	
	1 後期高齢者医療保険料
歳入	合計

歳出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳出	合計

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
306,697	△4,000	302,697
306,697	△4,000	302,697
386,813	△4,000	382,813

(単位 千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
384,772	△4,000	380,772
384,772	△4,000	380,772
386,813	△4,000	382,813

O

O

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	306,697	△4,000	302,697
歳入合計	386,813	△4,000	382,813

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3 8 4 , 7 7 2	△ 4 , 0 0 0	3 8 0 , 7 7 2
歳 出 合 計	3 8 6 , 8 1 3	△ 4 , 0 0 0	3 8 2 , 8 1 3

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	△ 4, 0 0 0	0
0	0	△ 4, 0 0 0	0

2 歳 入

(款) 1 保 険 料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 徴 収 保 険 料	306,697	△4,000	302,697
計	306,697	△4,000	302,697
歳 入 合 計	386,813	△4,000	382,813

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 現 年 度 普 通 徴 収 保 險 料	△4,000	・ 現年度分普通徴収保険料

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	384,772	△4,000	380,772			△4,000	
計	384,772	△4,000	380,772			△4,000	
歳 出 合 計	386,813	△4,000	382,813			△4,000	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	△4,000	後期高齢者医療広域連合納付金 △4,000 18 負担金、補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合保険料等負担金 △4,000

O

O